



三重県公報

令和3年4月20日 (火)

第 201 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
99	肥料取締法施行細則の一部を改正する規則	(農産園芸課)	2
告 示			
271	地方自治法施行令第158条第1項の規定による販売代金の収納事務の委託	(国際戦略課)	6
272	公有水面竣功認可及びその関係書類の閲覧	(水産基盤整備課)	6
273	証紙の販売人の指定	(出納局)	7
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	7
	同件	(同)	8
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	8
	同件	(同)	8
	同件	(同)	8
	土地改良事業の工事の完了	(同)	9
	労働組合法施行令の規定により労働者委員の候補者の推薦を求める旨	(雇用対策課)	9
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	11
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	11
	同件	(同)	11
特 定 調 達 公 告			
	随意契約の相手方を決定した旨	(児童相談センター)	11

規 則

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年四月二十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第九十九号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則（昭和三十四年三重県規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>肥料の品質の確保等に関する法律施行細則 (趣旨)</p> <p>第一条 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十七号。以下「法」という。)の実施については、肥料の品質の確保等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第百九十八号。以下「令」という。)及び肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和三十五年農林省令第六十四号)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。</p> <p>(事故肥料譲渡許可証の様式)</p> <p>第三条 令第七条の規定により知事が交付する事故肥料譲渡許可証の様式は、第二号様式による。</p> <p>(表示命令)</p> <p>第四条 法第四条第一項第七号若しくは同条第三項の規定による知事の登録に係る普通肥料又は法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による知事への届出に係る指定混合肥料の生産業者は、別表の第一欄に掲げる普通肥料を生産したときは、遅滞なく、その容器又は包装の外部(容器及び包装を用いないものにあつては各荷口又は各個)に同表の第二欄に掲げる表示事項を表示しなければならない。</p> <p>(報告義務)</p> <p>第五条 法第四条第一項第七号若しくは同条第三項の規定による知事の登録に係る普通肥料又は法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による知事への届出に係る指定混合肥料の生産業者は、毎年二月末日までに、前年中に生産した当該普通肥料の銘柄別数量を第三号様式により、当該普通肥料の生産に使用した肥料の種類別数量を第四号様式により、それぞれ知事に報告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第四条関係)</p> <table border="1" data-bbox="215 1944 790 2011"> <tr> <td>第一欄</td> <td>第二欄</td> </tr> <tr> <td>一〜三 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第一欄	第二欄	一〜三 (略)	(略)	<p>肥料取締法施行細則 (趣旨)</p> <p>第一条 肥料取締法(昭和三十五年法律第百二十七号。以下「法」という。)の実施については、肥料取締法施行令(昭和三十五年政令第百九十八号。以下「令」という。)及び肥料取締法施行規則(昭和三十五年農林省令第六十四号)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。</p> <p>(事故肥料譲渡許可証の様式)</p> <p>第三条 令第四条の規定により知事が交付する事故肥料譲渡許可証の様式は、第二号様式による。</p> <p>(表示命令)</p> <p>第四条 法第四条第一項第七号若しくは同条第二項の規定による知事の登録を受けた普通肥料又は法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による知事への届出に係る指定配合肥料の生産業者は、別表の第一欄に掲げる普通肥料を生産したときは、遅滞なく、その容器又は包装の外部(容器及び包装を用いないものにあつては各荷口又は各個)に同表の第二欄に掲げる表示事項を表示しなければならない。</p> <p>(報告義務)</p> <p>第五条 法第四条第一項第七号若しくは同条第二項の規定による知事の登録を受けた普通肥料又は法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による知事への届出に係る指定配合肥料の生産業者は、毎年二月末日までに、前年中に生産した当該普通肥料の銘柄別数量を第三号様式により、当該普通肥料の生産に使用した肥料の種類別数量を第四号様式により、それぞれ知事に報告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第四条関係)</p> <table border="1" data-bbox="829 1944 1396 2011"> <tr> <td>第一欄</td> <td>第二欄</td> </tr> <tr> <td>一〜三 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第一欄	第二欄	一〜三 (略)	(略)
第一欄	第二欄								
一〜三 (略)	(略)								
第一欄	第二欄								
一〜三 (略)	(略)								

<p>四 チオ硫酸アンモニウムが原料として使用された液状窒素肥料又は液状複合肥料</p>	<p>この肥料には、チオ硫酸アンモニウムが入っていますから、過剰施用に注意するとともに、施用後一週間以内は播種しないで下さい。</p>
<p>五・六 (略)</p>	<p>(略)</p>

<p>四 チオ硫酸アンモニウムが原料として使用された液状窒素肥料</p>	<p>この肥料には、チオ硫酸アンモニウムが入っていますから、過剰施用に注意するとともに、施用後一週間以内は播種しないで下さい。</p>
<p>五・六 (略)</p>	<p>(略)</p>

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第 1 号様式 (第 2 条関係)

登 録 証		
氏名又は名称 及び住所		様
登 録 番 号	三重県第	号
登 録 年 月 日		
登録の有効期限		
肥 料 の 種 類		
肥 料 の 名 称		
保証成分量(%)		
そ の 他 の 規 格		
肥料の品質の確保等に関する法律第7条の規定により上記のとおり登録した。		
年 月 日		
	三重県知事 氏	名 ④

第2号様式（第3条関係）

事 故 肥 料 譲 渡 許 可 証		
氏名又は名称 及び住所		様
許 可 番 号	三重県事故第	号
許 可 年 月 日	年	月 日
肥 料 の 種 類 （仮登録の場合又は指定混合肥料の場合には記載しない）		
肥 料 の 名 称		
譲渡許可数量		
肥料の品質の確保等に関する法律第19条第2項の規定により上記の肥料の譲渡を 許可します。		
	年	月 日
		三重県知事 氏 名 ㊟

第11号第1項「印」を削り、「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改める。

第12号第1項「印」を削る。

第15号第1項「印」を削り、「特殊肥料の使用高」を「特殊肥料の生産高」に、「特殊肥料等の指定」を「特殊肥料を指定する件」に改める。

陸 田

以上の要旨は、公報の日から施行する。

告 示

三重県告示第 271 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、販売委託業務の販売代金収納事務を次のとおり委託しました。

令和 3 年 4 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 委託先

大阪府大阪市天王寺区上本町 6 丁目 5 番 13 号

株式会社近鉄リテーリング 代表取締役社長 大矢 茂伸

2 委託期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 272 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり竣功認可^{しゅんこう}しました。

なお、関係書類は、三重県農林水産部水産基盤整備課及び熊野市役所に備え置いて、この告示の日から起算して 10 年間閲覧に供します。

令和 3 年 4 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 竣功認可年月日及び番号

令和 3 年 4 月 20 日

三重県指令農林水第 14-2032 号

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びにその代表者の氏名及び住所

免許を受けた者

三重県

津市広明町 13 番地

代表者

三重県知事 鈴木 英敬

津市広明町 13 番地

3 埋立の位置及び区域

(1) 位置

三重県熊野市甫母町字濱 291 番及び 613 番の地先公有水面

(2) 区域（角度は、真北方位とする。）

次の各地点を順次に結んだ線、P3 点と P9 点を結ぶ陸地との境界線及び P9 点と P10 点を結ぶ既設導流堤との境界線並びに P1 点と P10 点を結ぶ平成 29 年の秋分の満潮位（T. P. +0.86m）における公有水面と新設導流堤との境界線により囲まれた区域

P1 点は 恒久点 国土地理院 四等三角点「甫母」（北緯 33 度 56 分 47 秒 6840、東経 136 度 11 分 59 秒 0314（以下「恒久点」という。））から 150 度 40 分 58 秒 227.72m の地点

P2 点は P1 点から 258 度 02 分 18 秒 27.13m の地点

P3 点は P2 点から 168 度 02 分 18 秒 30.56m の地点

P9 点は 恒久点から 149 度 53 分 03 秒 221.68mの地点

P10 点は 恒久点から 150 度 08 分 17 秒 225.44mの地点

4 埋立ての免許年月日及び番号

平成 30 年 7 月 20 日 三重県指令農林水第 14-2094 号

5 埋立区域の面積

249.73 m²

6 埋立地の用途

海岸保全施設用地、漁港施設用地

三重県告示第 273 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により次のとおり証紙の販売人を指定しました。

令和 3 年 4 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 販売人の住所

松阪市豊原町 1043-1

2 販売人の氏名又は名称

みえなか農業協同組合

3 販売所の名称及び所在地

販売所の名称		所在地
みえなか農業協同組合	本店	松阪市豊原町 1043-1
	一志支店	津市一志町田尻 595-13
	美杉支店	津市美杉町八知 5525
	白山支店	津市白山町川口 893
	久居支店	津市久居新町 1083-1
	嬉野支店	松阪市嬉野中川新町 4 丁目 156
	嬉野支店権現前店	松阪市嬉野権現前町 464-5
	三雲支店	松阪市曾原町 666
	香良洲支店	津市香良洲町 1863-8
	いざわ支店	松阪市射和町 582-1
	くしだ支店	松阪市豊原町 1057-1
	くろべ支店	松阪市東黒部町天神 1
	神戸支店	松阪市垣鼻町 1573-5
	笹川支店	松阪市笹川町 2205
	松江支店	松阪市西之庄町 228
	市支店	松阪市郷津町 140-1
粥見支店	松阪市飯南町粥見 4474-1	
いいたか支店	松阪市飯高町栗野 160-1	

4 販売人指定年月日

令和 3 年 4 月 1 日

5 販売開始年月日

令和 3 年 4 月 1 日

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 3 年 4 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

北小松土地改良区（四日市市北小松町 28 番地）

退任理事

四日市市北小松町 62 番

堀 信 夫

四日市市北小松町 258 番地	堀 川 正 則
” ” 260 番地	堀 川 征 彦
” ” 475 番地	堀 川 宜 典
” ” 19 番地	伊 藤 安 巳
” ” 122 番地 2	辻 善 巳

退任監事

四日市市北小松町 96 番地 2	堀 昭 義
” ” 44 番地	伊 藤 定 幸
” ” 186 番地 1	堀 明 憲
” ” 175 番地	堀 本 副 武

就任理事

四日市市北小松町 62 番地	堀 信 夫
” ” 258 番地	堀 川 正 則
” ” 260 番地	堀 川 征 彦
” ” 475 番地	堀 川 宜 典
” ” 19 番地	伊 藤 安 巳
” ” 122 番地 2	辻 善 巳

就任監事

四日市市北小松町 224 番地	堀 完 治
” ” 47 番地 2	多 田 正 博
” ” 186 番地 1	堀 明 憲
” ” 175 番地	堀 本 副 武

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 3 年 4 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

豊浜土地改良区（伊勢市西豊浜町 3044 番地 10）

退任理事

伊勢市西豊浜町 3044番地6	野 呂 保 範
” 磯町 952番地	萩 田 政 人

就任理事

伊勢市西豊浜町 3044番地6	野 呂 保 範
” 磯町 322番地	矢 形 雄 紀

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、徳田町土地改良区（鈴鹿市徳田町 1006 番地の 1）の定款の変更を認可しました。

令和 3 年 4 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、宮川左岸第二土地改良区（伊勢市上地町 1810 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 3 年 4 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、豊浜土地改良区（伊勢市西豊浜町 3044 番地 10）の定款の変更を認可しました。

令和 3 年 4 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 1 項の規定により、次の団体営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和 3 年 4 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業名	地区名	工事完了年月日
土地改良施設突発事故復旧事業	中勢用水地区	令和 3 年 3 月 31 日

三重県労働委員会委員のうち、労働者委員に 1 名の欠員が生じるので、補充委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和 24 年政令第 231 号）第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり労働者委員の候補者の推薦を求めます。

令和 3 年 4 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 推薦資格

三重県内にのみ組織を有し、かつ、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する労働組合

2 被推薦者の資格

委員候補者に推薦される者の資格については、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当しない者であること。

3 推薦期間

令和 3 年 4 月 20 日（火）から同年 5 月 25 日（火）まで

4 推薦手続

候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を三重県雇用経済部雇用対策課へ提出してください。

(1) 別記様式の推薦書

(2) 被推薦者の履歴書

(3) 推薦に係る労働組合が、労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する旨の三重県労働委員会の証明書

なお、この証明書の交付を受けるためには、令和 3 年 5 月 11 日（火）正午までに三重県労働委員会宛てに労働組合資格審査申請書を提出する必要があります。不明な点は三重県労働委員会事務局（電話 059-224-3033）へお問い合わせください。

5 その他

詳細については、三重県雇用経済部雇用対策課（津市広明町 13 番地 電話 059-224-2454）までお問い合わせください。

別記様式

三重県労働委員会委員推薦書

三重県知事 宛て

年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

印

労働組合法施行令第 21 条第 1 項の規定により、三重県労働委員会の労働者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏名	年齢	労働組合名	地位	備考

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 3 年 3 月 26 日に終了した旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和 3 年 4 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（2 級基準点測量）
- 2 作業地域
津市大里小野田町及び同市大里睦合町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、名張市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 4 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
名張都市計画地区計画
さつき台地区計画
つつじが丘地区計画
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、名張市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 4 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
名張都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 3 年 4 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | | |
|---|---------------|--------------------------------------------------------------------|
| 1 | 特 定 役 務 の 名 称 | 人工知能（A I）を活用した児童虐待対応支援システムサービス |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市一身田大古曾 694-1
三重県児童相談センター 児童相談強化支援室 |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 東京都江東区青梅二丁目 7 番 4 号 622 号室
株式会社 A i C A N 代表取締役 先光 毅士 |
| 5 | 契 約 金 額 | 43,725,000 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 3,975,000 円） |
| 6 | 決 定 手 続 | 随意契約 |
| 7 | 随 意 契 約 の 理 由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号に該当 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
